

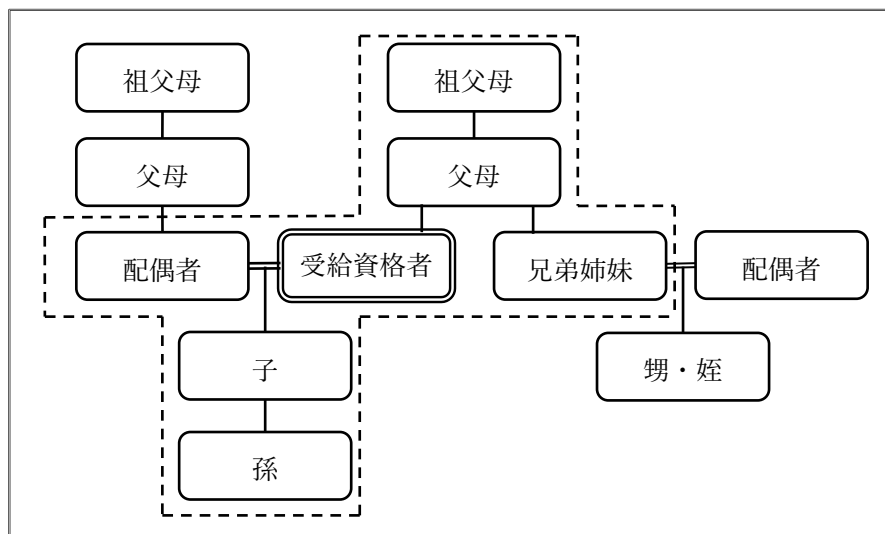
重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療費受給資格者証をお持ちのみなさまへ

福祉医療制度の所得の基準について

重度心身障害者・高齢重度障害者の方の福祉医療制度は、公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、本人並びに配偶者及び扶養義務者の所得が一定の基準額を下回る方を助成対象としております。

○ 所得確認の対象者について

確認対象となるのは、受給資格者本人及び同一の住民票に記載された配偶者又は扶養義務者です。扶養義務者は、受給資格者と同一の住民票に記載された直系血族及び兄弟姉妹のうち、最多所得者となります。（下図点線内）



○ 対象となる所得について

給与所得、譲渡所得、不動産所得、雑所得（年金）等が対象となります。障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。また、資格取得の時期によって、対象となる期間が異なります。

- ・ 資格取得日が1月から7月の場合 → 前々年の所得が対象
- ・ 資格取得日が8月から12月の場合 → 前年の所得が対象

※所得の額の計算方法は、控除の種類や額が税法上と一部異なります。

（裏面もご覧ください）

○ 所得制限基準額及び収入額の目安等

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,661,000 円以下	約 5,251,000 円	6,287,000 円未満	約 8,319,000 円
1人	4,041,000 円以下	約 5,726,000 円	6,536,000 円未満	約 8,586,000 円
2人	4,421,000 円以下	約 6,201,000 円	6,749,000 円未満	約 8,799,000 円
3人	4,801,000 円以下	約 6,667,000 円	6,962,000 円未満	約 9,012,000 円

※ 上記の所得制限基準額は令和7年8月1日からの基準です。

※ 収入額の目安は、給与所得者を例として所得制限基準額に給与所得控除額を加えた額です。

※ 所得制限基準額の計算方法については、特別障害者手当に準拠した方法になります。

※ 所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

- 例 ① 受給資格者本人と配偶者の世帯（配偶者が受給資格者本人の扶養の場合）
受給資格者本人の所得が 4,041,000 円（扶養者数 1 人）以下
→ 福祉医療費受給資格対象となります。
- ② 受給資格者本人と父母が同一世帯（母、受給資格者本人が父の扶養の場合）
父の所得が 6,749,000 円（扶養者数 2 人）未満
→ 福祉医療費受給資格対象となります。

○ 所得把握について

- ・ 受給資格者本人、配偶者と扶養義務者の所得の申告が必要になります。
- ・ 市は、資格取得時又は更新時に申請者の同意を得た上で、所得の確認を行います。
- ・ 他市町村からの転入などで所得の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用した情報照会にて所得の確認を行います。

○ 福祉医療以外の医療費助成制度について

疾病の種類や所得制限など一定の要件を満たす方は、福祉医療制度以外の医療費助成制度を利用できる場合があります。

他の医療費助成制度（例）	問い合わせ先	電話番号(直通)
自立支援医療（更生医療、育成医療）	障害福祉課給付担当	027-321-1245
自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課相談支援担当	027-321-1358
小児慢性特定疾病	保健予防課難病対策担当	027-381-6112
特定医療費（指定難病）		

※ 制度の利用には別途申請手続きが必要です。診断書の提出のため有料となる場合があります。

○ 問い合わせ先

高崎市役所 保険年金課 医療給付担当

TEL 027-321-1237（直通）

※ なお、個人の収入についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。